

青森市企業局建設工事及び業務委託請負契約に係る予定価格の事前公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札により工事及び業務委託の請負契約を締結しようとする場合における入札執行前の予定価格の公表（以下「事前公表」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 事前公表の対象となる契約は、130万円を超える工事及び50万円を超える業務委託に係るものとする。ただし、予定価格の公表に関し、別に定めがある場合及び事前公表することにより適正な入札の執行が阻害されるおそれがある場合は、この限りでない。

(公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、入札公告又は指名競争入札通知書に予定価格を記載するものとし、指名競争入札を行う場合は、業者名を記載しない当該通知書を閲覧に供するものとする。

(入札条件)

第5条 対象となる契約の入札に関し、下記のうち必要な条件を付するものとする。

- (1) 入札回数は1回とする。
- (2) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超える金額の入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が1者のときは、入札を行わないこととする。
- (4) 工事費内訳書を提出するものとし、その提出がないときは入札に参加させないものとする。
- (5) 工事費内訳書の金額と一致しない入札は無効とする。
- (6) 直近に受けた経営事項審査の有効期限（審査基準日から起算して1年7月）が経過していないこと。
- (7) 建設業法に基づく適正な技術者及び現場代理人の配置が可能であること。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成19年6月8日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年5月7日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成26年1月10日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の青森市企業局建設工事及び業務委託請負契約に係る予定価格の事前公表に関する要領の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第5条第3項の規定により指定日とされた平成25年10月1日以後に締結する建設工事及び業務委託の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設工事及び委託の請負契約であって、平成26年3月31日までに引渡し又は業務を完了するものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成31年2月28日から実施する。